

防府市駅周辺まちづくり協議会設置要綱

令和2年4月21日制定

(設置)

第1条 防府市中心部のまちづくりに関する課題について意見を求めるため、本市の施策について検討するため、防府市駅周辺まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 防府市中心部のまちづくりに関する事項
- (2) 防府市中心部の公共施設の再編等に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第2条 協議会は、委員17人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者の内から市長が依頼する。

2 協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 団体等の代表者
- (3) 公募又はこれに準ずる方法で選任された者

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長各一人を置き、それぞれ、委員の互選により選任する。

2 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長は会長をもって充てる。

2 第2条第2項第2号に掲げる委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委任状（別記様式）を提出し、会長の承認を得

て代理人を出席させることができる。ただし、代理人は当該団体等の構成員に限る。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、防府市総合政策部政策推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月21日から施行する。